

北海道立衛生研究所条例施行規則

(昭和63年4月1日規則第28号)

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道立衛生研究所条例（昭和24年北海道条例第56号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(試験の依頼の申請)

第2条 北海道立衛生研究所に試験、分析又は鑑定（以下「試験」と総称する。）を依頼しようとする者は、試験物件を添えて、別記第1号様式により北海道立衛生研究所長（以下「所長」という。）に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、条例第4条第3項に規定する試験を依頼しようとする者は、別記第2号様式により所長に申請しなければならない。

(依頼の拒絶)

第3条 所長は、試験の目的又は試験物件の性質によっては、依頼に応じないことができる。

(試験成績書の交付)

第4条 所長は、試験が終了したときは、試験成績書を交付するものとする。

(成績書の謄本の交付)

第5条 成績書の謄本の交付を受けようとする者は、別記第3号様式により所長に申請しなければならない。

(手数料の額)

第6条 条例第4条第2項の手数料の額は、別表のとおりとする。

2 条例第4条第3項の規則で定める額は、次に掲げる費用を基準として、所長が定める。

(1) 職員の出張に要する旅費（北海道職員等の旅費に関する条例（昭和28年北海道条例第38号）の規定による旅費額に相当する額による。）

(2) 試験用具の運搬費

(納付時期等)

第7条 前条第1項の手数料は、試験の依頼の際に納めなければならない。

2 前条第2項に規定する額に相当する手数料は、納入通知書で納めなければならない。

全部改正〔平成12年規則108号〕

附 則

1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

2 北海道委託衛生試験条例施行規則（昭和24年北海道規則第152号）は、廃止する。

附 則（昭和63年11月7日規則第107号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までの間使用することを妨げない。

附 則（平成元年3月31日規則第29号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日規則第21号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年11月30日規則第79号）

この規則は、平成5年12月1日から施行する。

附 則（平成9年4月3日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月24日規則第22号）

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成12年3月29日規則第108号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第34号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第46号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第17号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月24日規則第17号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成24年3月30日規則第19号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日規則第20号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日規則第32号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月27日規則第29号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。